

平成30年度
東京都人権プラザの指定管理者評価委員会
議事録

平成30年8月9日（木）
東京都庁第一本庁舎 25階 117会議室

平成 30 年度東京都人権プラザの指定管理者評価委員会議事録

- 1 日時 平成 30 年 8 月 9 日
分館：午後 0 時 57 分～午後 2 時 06 分
本館：午後 2 時 20 分～午後 2 時 43 分

- 2 場所 東京都庁第一本庁舎 25 階 117 会議室

- 3 出席者 委員長 西山 智之 総務局総務部長
委員 磯崎 美穂 教育庁総務部人権教育調整担当課長
同 西岡 弘之 はなみずき法律事務所 弁護士
同 泉澤 俊一 泉澤公認会計士事務所 公認会計士

- 4 次第
 - (1) 開会
 - (2) あいさつ（東京都総務局人権部長）
 - (3) 委員紹介
 - (4) 委員長あいさつ
 - (5) 報告事項
 - (6) 議題
 - (7) 閉会

午後0時57分開会

○持丸課長 定刻前ではございますが、皆さんおそろいでございますので、ただいまから平成30年度東京都人権プラザの指定管理者評価委員会を開催させていただきます。

私は、当委員会の事務局でございます東京都総務局人権部人権施策推進課長の持丸でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

座って進行させていただきます。

きょう御審議いただきます東京都人権プラザは、平成29年1月に港区芝へ移転をし、同年2月に開館をいたしました。その後は、移転先を本館、従前の台東区にある施設を分館とし、今年3月の分館閉鎖まで2館という運営体制で行ってまいりました。

本日の評価委員会では、平成29年度の指定管理者の管理運営状況について御審議をいただきます。したがって、対象となるのは、本館、分館の2館ということでございます。長時間の会議となりますが、どうぞよろしくお願いいたします。

なお、昨年度から審議議事録は原則として公開することとなっておりますので、御了解いただきますようお願いいたします。

それでは、会議に先立ちまして、お手元の資料を確認させていただきます。「平成30年度指定管理者評価委員会配布資料一覧」にお示しした資料を御用意してございます。資料名を申し上げますので、御確認いただければと思います。

まず、本館と分館共通の資料といたしまして、1-1から1-5までの5点の資料でございます。1-1が「指定管理者による管理運営状況評価制度について」。それから、1-2が「評価委員会の設置要綱」。それから、1-3の「指定管理者評価委員会委員名簿」。1-4が「指定管理者管理運営状況評価結果（平成26年度から28年度まで）」のものでございます。1-5が「東京都指定管理者管理運営状況評価に関する指針」でございます。

次に、本館に関する資料といたしまして、2-1から2-10までの10点の資料を御用意してございます。2-1が「本館の概要及び平成29年度管理運営状況」。2-2が「【本館】所管局による一次評価」。2-3が「所管局による一次評価の水準と実績」。2-4が「評価委員会による二次評価（案）」でございます。2-5が「利用者数及び平成29年度アンケートの結果」でございます。

この後の2-6から2-10までの5点につきましては、29年度に実施した事業に関するリーフレットやチラシでございます。2-6は、第Ⅰ期から第Ⅲ期までの企画展示のリーフレットの4点でございます。2-7が図書資料室関連事業のチラシ3点でございます。2-8が人権問題都民講座のチラシ4点でございます。2-9が人権啓発指導者養成セミナーのチラシ2点でございます。2-10が子供人権教室のチラシ2点でございます。

本館に関する資料は以上でございます。

最後に、分館に関する資料といたしまして、5点の資料を用意してございます。3-1

が「分館の概要及び平成29年度管理運営状況」でございます。3-2が「所管局による一次評価」。3-3が「所管局による一次評価の水準と実績」でございます。3-4が「評価委員会による二次評価（案）」でございます。3-5が「分館の利用者数」でございます。

このほかに、東京都人権プラザと公益財団法人東京都人権啓発センターのリーフレットをあわせて配付させていただいております。

また、昨年度のこの評価委員会におきまして、人権啓発センターが実施する事業について、指定管理者として実施している事業とその他の事業がわかりづらいという御意見をいただきましたので、最後に参考資料としてその区分を示した資料を御用意してございますので、こちらも御参考いただければと思います。

資料の不足はございませんでしょうか。

それでは、会議に先立ちまして、東京都総務局人権部長の仁田山から御挨拶申し上げます。

○仁田山部長 人権部長の仁田山でございます。

委員の皆様におかれましてはお忙しい中、東京都人権プラザの指定管理者評価委員会に御出席をいただき、誠にありがとうございます。また、日ごろより東京都の人権施策に御理解、御協力をいただいておりますことに改めて御礼申し上げます。

さて、先ほど持丸課長からもお話がありましたけれども、東京都の人権啓発の拠点、東京都人権プラザは昨年1月に港区芝へ移転し、翌月、2月16日に新館をオープンいたしましてから今年の3月末の分館廃止まで、移転先の新館「本館」と従来の施設の「分館」という2館体制で運営してまいりました。

このプラザの本館、分館につきましては指定管理者制度を導入しておりまして、いずれも公益財団法人東京都人権啓発センターが指定管理者として管理運営をしてまいりました。

指定管理者制度は、サービスの向上と効率化を図り、施設の設置目的を効果的に達成することを目的としておりまして、指定管理者は施設の適切な管理運営に努め、事業を円滑に推進していく必要がありますが、第三者の視点から客観的に評価されることで、管理運営の質の向上を図ることができるものであります。

本日、委員の皆様には昨年度の、平成29年度でございますが本館と分館両方の管理運営状況につきまして御審議をいただき、御評価をお願いするものでございます。人権プラザの管理運営がより適切かつ効果的に行われるよう、忌憚のない御意見、御評価をいただければと考えております。

本日は、どうぞよろしくお願いたします。

○持丸課長 次に、委員の皆様のお紹介をいたしますが、その前に御報告がございます。

本日、筑波大学名誉教授の菱山委員から欠席の御連絡をいただいております。

東京都人権プラザ指定管理者評価委員会設置要綱の第5の2に定足数の規定がございま

す。この定足数の規定では、「会議は、過半数の委員が出席し、かつ、外部委員の過半数が出席した場合に成立する」という規定になってございますので、本委員会は定足数を満たしており、成立しているということでございます。御出席いただいている皆様で本日の会議を進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

それでは、委員の皆様を共通資料 1 - 3 の名簿に沿って御紹介をいたします。

東京都総務局総務部長の西山委員でございます。

東京都教育庁総務部人権教育調整担当課長の磯崎委員でございます。

はなみずき法律事務所弁護士の西岡委員でございます。

泉澤公認会計士事務所公認会計士の泉澤委員でございます。

では、ここで本委員会の役割について改めて確認をさせていただきます。

本委員会は、委員会設置要綱第 1 の「目的」にございますとおり、東京都人権プラザを管理する指定管理者の管理運営状況について、総合的かつ客観的に評価していただくために開催するものでございます。

評価していただきますのは、要綱の第 2 「所掌事項」にございますとおり、年間を通じた管理運営状況ということで、今回は平成 29 年度の管理運営状況が対象となります。

委員会の構成でございますが、要綱の第 3 「委員会の構成」に基づいて、都庁内の委員 2 名、外部委員である学識経験者 3 名から構成されており、委員長は総務局総務部長を充てることになっております。したがって、ここから先の会議進行につきましては西山委員長をお願いいたします。

なお、本日の進行について補足をさせていただきます。本日御審議いただきます議題は、本館及び分館の二次評価でございます。二次評価は、都が実施いたしました一次評価を踏まえて御審議いただくものでございますので、まず本館について事務局から概要、一次評価の御説明をさせていただきます。続けて本館の二次評価の審議を行っていただきます。その後、分館についても同様に概要、一次評価の報告の後に二次評価の審議ということで進めさせていただければと思っております。審議の都合上、お手元の会議次第と流れが異なりますので、よろしくお願いをいたします。

それでは、西山委員長、以後の進行をよろしくお願いをいたします。

○西山委員長 改めまして、西山でございます。設置要綱によりまして、委員長を務めさせていただきます。

委員の皆様のお協力のもとに円滑な議事運営に努め、東京都人権プラザの指定管理者である公益財団法人東京都人権啓発センターの管理運営状況について適切な評価を行ってまいりたいと考えております。どうぞよろしくお願いをいたします。

それでは、早速会議を進めてまいります。

まず、指定管理者の評価制度、本館の概要、それから一次評価の結果までについて、事務局から説明をお願いいたします。

○持丸課長 それでは、まず東京都における指定管理者の評価制度について御説明をさせていただきます。

お手元の共通資料1-1「指定管理者による管理運営状況評価制度について」という資料を御覧いただきたいと思います。

1の評価制度の目的でございますが、指定管理制度を導入した施設の管理運営状況につきまして、第三者の視点を含めた評価を実施し、都民サービスの一層の向上を図っていくということとなっております。

評価の手の流れでございますが、まず、2に記載の一次評価として所管局による客観的評価を実施いたします。次に、資料の3に記載してございます二次評価を行います。これは、評価委員会による専門的な評価を実施するというところでございます。その結果に基づきまして、資料の裏面の4に記載してございます所管局による総合評価を決定し、5に記載のとおり、評価結果を公表するという手続になってございます。

それぞれの評価の内容について若干御説明をさせていただきます。

表面に戻っていただきまして、まず2の一次評価でございますが、こちらについては、施設の設置目的などを踏まえて確認項目を設定いたします。ちなみに、この後御説明する本館の一次評価については、確認項目として33項目、分館についても同様に33項目の確認項目を設定してございます。

この各項目につきまして、指定管理者からの報告書、ヒアリングなどの結果を踏まえまして、果たすべき業務の水準の達成状況を「水準を上回る」2点から「水準を下回る」0点までの3段階で評価をいたします。資料の囲みのところの※に書いてございますが、「都の政策と連動した事業の実施」などにつきましては、配点が2倍となっております。

こうして各確認項目の得点の合計点に基づきまして、一次評価をS、A+、A、Bの4段階で決定をいたします。

次に、二次評価でございますが、こちらは本委員会で御審議いただくものでございます。一次評価の内容を踏まえまして、管理運営状況や事業効果、その他について専門的な評価を行っていただきます。また、所管局に対しまして指定管理者のサービス水準の向上などについても助言ができることとなっております。

さらに、指定管理者を特命選定した施設につきましては、一次評価で分析した特命要件継続の状況について、二次評価において報告することとなっております。

最後に、本委員会として、二次評価を一次評価と同様にS、A+、A、Bの4段階で決定をしていただくこととなります。

評価制度の概要については以上でございます。

引き続きまして、東京都人権プラザ本館の概要について御説明をいたします。

本館資料2-1、A4横のペーパーでございます。「東京都人権プラザ本館の概要及び平成29年度管理運営状況」、こちらの資料で御説明をさせていただきます。

1の設置根拠に記載のとおり、人権プラザは東京都人権プラザ条例に基づきまして、2の設置目的にございますとおり、都が人権啓発の拠点として平成14年に設置をしたものでございます。

施設の概要については、3に記載のとおりでございます。

こちらの施設の指定管理者は、公益財団法人東京都人権啓発センターでございます。

指定期間は平成29年1月1日から平成30年3月31日まででございます。今回の評価の対象となるのは平成29年4月1日から平成30年3月31日の1年分でございます。

施設の概要については以上でございます。

続いて、29年度の管理運営状況について御説明をいたします。管理状況は、5に記載のとおり、施設・設備の保守点検、それからセミナールームの設備の修繕などを実施してございます。

次に、6の29年度の主な運営状況についてでございます。(1)は年間利用者数でございます。展示室と図書資料室、合計で8,245人となっております。

(2)の展示事業として、常設展示・クローズアップの展示運営のほか、企画展を、特別展を含めると4回実施してございます。お手元に参考資料としてお配りをいたしました資料2-6が企画展のチラシでございますので、あわせて参考にいただければと思います。

次の(3)の図書資料室の閲覧・貸出につきましては、貸出数は、図書資料、DVD等それぞれで1,370冊、303本となっております。

(4)の図書資料室関連事業については3回実施しております。こちらは、図書資料室で所蔵している図書や絵本を活用して読み聞かせなどを行う事業で、図書資料室の利用促進を目的として実施するものでございます。平成29年度から指定管理事業に追加となっております。こちらのチラシ関係の資料は資料2-7でございます。

次に、(5)の人権問題都民講座といたしまして、連続講座として「音楽から人権を考える」の3回を含みまして、全6回を実施してございます。それぞれの回において講座の内容に合わせたフォローアップ事業を実施しております。具体的には、映画の上映や専門員による書籍の解説、案内などを行っております。こちらのチラシの資料は、資料の2-8でございます。

(6)の人権啓発指導者養成セミナーでございますが、学校、企業等における指導者の養成を目的としたセミナーをそれぞれ1回ずつ開催しております。資料については2-9でございます。

次に、(7)の子供人権教室を2回実施してございます。こちらは、主に小中学生を対象としたワークショップ形式の人権教室でございます。第1回目では、視覚障害のある方のために、文字による道案内「ことナビマップ」をつくりながら、情報を伝えることの難しさや大切さを学ぶ教室を開催いたしました。第2回では、クイズやロールプレーなどを

通して、カカオ産業における過酷な児童労働を考える教室といたしました。本事業につきましても、平成29年度に指定管理事業に追加となったものでございます。

(8)の学校、自治体等からの依頼に応じて展示物の解説等を行う人権学習会を合計110団体に対して実施をしてございます。

最後の(9)でございますが、人権相談事業といたしまして、人権に関する一般相談と法律相談を実施し、合計で1,008件の相談を受けてございます。

本館の概要及び管理運営状況の説明は以上でございます。

なお、利用者数と利用者のアンケートの結果につきましては、本館資料の2-5としておつけしてございますので、御参考にしていただければと思います。

これらの管理運営状況などにつきまして、団体のほうから報告書、あるいはヒアリングなどの実施を行いまして、所管局による一次評価を行ったものが次の資料、本館資料2-2「【本館】所管局による一次評価」でございます。こちらにつきまして、「水準を上回る」と評価した項目を中心に、主な評価項目について御説明をさせていただきます。

まず、大項目「管理状況」の1つ目の中項目でございます「適切な管理の履行」についてでございます。

2の「人員配置」と3の「人材育成の取組」に関する評価項目でございます。こちらにつきましては、事業の企画、実施を担う専門員について、学芸員資格の保有者、司書の専門的知識を持つ者を配置しておりまして、外部団体の人権関連行事等に積極的に参加をさせるなど、さらなる知識習得に努めているところでございます。また、人権相談を受ける相談員につきましては、相談業務や人権行政の経験者を配置しておりまして、こうした方に研修参加によって一層のスキルアップを図っているということなど、こちらの4項目全てについて「水準どおり」の評価とさせていただいております。

次に、中項目の2つ目、「法令等の遵守」についてでございます。こちらにつきましては、個人情報保護、それから情報公開について指針や要綱等を定めて適正に対応しているほか、コンピュータの安全上の脅威となるコンピュータウイルスが、アンチウイルスソフトによって検出・除去されるというような状況を速やかに東京都に報告するなど、個人情報の漏えい等の事故がないということで、こちらにつきまして7項目全てにおいて適切に対応しているということから、「水準どおり」の評価としてございます。

次に、中項目3つ目の「安全性の確保」についてでございます。受付職員が巡回と目視点検を行いまして、不具合の箇所があれば速やかに管理担当職員に報告するなど、臨機応変に対応してございます。また、利用者に影響が生ずる事故等は発生しなかったことなど、ここで設定いたしました5つの項目全てにおいて適切に対応しておりまして、「水準どおり」の評価をしてございます。

次に、中項目4つ目の「適切な財務・財産の管理」についてでございます。指定管理に係る経費は区分管理をし、顧問税理士の指導を受けながら適切に経理処理をしているなど、

4つの項目について全て適切に処理管理を行っておりまして、「水準どおり」の評価としてございます。

次に、1枚おめくりいただきまして、2ページでございます。こちらからは大項目の「事業効果」になってございます。

1つ目の「事業実施・利用の状況」についてでございます。21の「利用者数」については、「水準を上回る」という評価をしてございます。展示室と図書資料室の利用者数の合計は8,245名でございました。これは、分館の平成25年度から27年度の3年間の平均に比べると110.48%となっております。

指定管理者の評価について示されております手引によりますと、水準に対する達成率がおおむね110%以上の場合には「水準を上回る」評価をするものとされていることから、こちらの項目については「水準を上回る」としてございます。なお、平成28年度は移転に伴って展示室や図書資料室を閉鎖していた期間がございますため、28年度の実績は比較対象からは外してございます。

次に、項目の22「人権相談の実施状況」についてでございます。29年度の一般相談と法律相談の相談件数の合計は1,008件でございました。これは、平成28年度の実績と比較いたしますと110.89%となっております。先ほど申し上げました評価の考え方に基きまして、こちらの項目も水準を上回るという評価をしてございます。なお、相談につきましては、展示室や図書資料室と異なりまして、移転に伴う事業の停止期間がございませんでしたので、28年度の実績と比較してございます。

次に、項目23の「指定管理者による提案事業等の実施」でございます。ここでは3つの施設ごとに事業評価を行っております。

まず、展示室についてでございますが、学校、自治体等からの依頼に応じまして、展示物の解説等を行う人権学習会を合計110団体に実施をしてございます。分館における平成25年度から27年度の平均である74団体を大幅に上回る数の団体に実施をし、人権尊重の理念を広めたというところでございます。

また、企画展示は全3回のうち、第I期では写真展「人権という希望」として、特に次代を担う若者にも理解しやすい企画となるように、写真を通して人権とは何かについて幅広く考えてもらう展示を行っております。

次に、セミナールームを使った事業でございますが、都民講座を統一テーマを多角的に捉えられる初の連続講座として「音楽から人権を考える」ということで実施をいたしました。この連続講座を含む全6回につきまして、講座の内容に応じたフォローアップ事業とあわせて実施をし、参加者に深い学びの機会を提供いたしました。こうしたことで参加者数の合計は657名でございました。また、子供人権教室といたしまして、夏休みの自由研究としても活用ができる「ことばの地図」づくりなどのワークショップ形式の教室を実施し、子供に親しんでもらえるように工夫してございます。参加者数は36名でございます。

3つ目の図書資料室についての事業でございますが、アイヌや多文化共生をテーマとして収蔵している絵本を活用した事業を3回実施し、図書資料室の利用促進を図ったところでございます。参加者数については120名でございます。

以上のように各事業において工夫を凝らし、魅力ある企画を実施したことから、水準以上の評価というふうにしてございます。

24の「他機関・関連施設・地域等との連携」につきましては、港区との連携強化といたしまして、区立施設の指定管理者に人権学習会を実施してございます。こちらについての評価は「水準どおり」としてございます。

次に、中項目の2つ目、「サービス内容の向上」についてでございます。25の「事業実施におけるサービス」、さらに26の「施設全体におけるサービス」につきましては、各事業において参加者の要望に応じて手話通訳や点字レジュメの作成、託児サービスを実施したほか、ホームページに「ことばの道案内」を掲載するなど、障害者の利便性に配慮した取り組みを行ってございます。

27の「利用者の満足度」については、利用者アンケートによれば、施設全体の総合的満足度については、「十分満足」「まあ満足」の合計が94%と評価をいただいております。こちらの項目については、5項目全て「水準どおり」の評価としてございます。

中項目の3つ目、「行政目的の達成」でございます。こちらの項目32と33につきましては、配点が2倍となっております。32の「都の政策と連動した事業の実施」についてでございますが、東京2020大会の開催を控え、スポーツと社会的包摂・多様性をテーマとした企画展示、障害者とスポーツをテーマとした出張展示など、スポーツと人権に係るさまざまな企画を実施いたしました。

33の「都の実施策への協力」につきましては、企画展示の「ダイバーシティ・スポーツ」において、障害者スポーツ団体がスポーツ活動の場を拡大するために特別支援学校の体育施設等の活用を促進する、東京都の取組でございます都立学校活用促進モデル事業を紹介いたしました。

クローズアップコーナーにおいては、「おもちゃに見るじんけんの世界」の実施に際して、障害者福祉施設がつくる自主製品に対する理解促進と販売機会の提供を図るため、福祉保健局がオープンした自主製品の販売ショップでございます「KURUMIRU」からおもちゃを購入したということで、こちらについては4項目全て「水準どおり」の評価としてございます。

以上、各項目の合計点については38点になります。下の一次評価の結果のところの合計点でございます。S、A+、A、B、4段階評価のうち、この38点というのはAに該当をいたします。

次の特記事項といたしましては、本館と分館の2館運営を円滑に実施したことを評価すべき点として挙げてございます。

要改善事項はございません。

1枚おめくりいただきまして、3ページでございます。最後の確認事項でございますが、まず指定管理者の財務状況については、適切な管理運営のチェックがなされているとともに、安定的な財務運営が行われているとしてございます。

次の特命要件の継続についてでございます。東京都人権プラザは、公益財団法人東京都人権啓発センターを指定管理者として特命選定をしておりますが、その要件となる状況が継続しているかを確認いたしました。

資料の一番最後の欄、「評価の内容」というところに5点記載してございます。まず、公益財団法人東京都人権啓発センターは、基本財産の74.2%を都が出捐・設立した監理団体でございまして、安定的な経営基盤を有するとともに、都の職員が派遣されていることから、都の人権施策を確実に補完代行できること。

2点目は、東京都監理団体指導監督要綱に基づいて常に都の指導監督を受けていることから、事業の中立性などが担保されていること。

次に、人権啓発センターと人権プラザの事業とを一体的に実施することにより、人権プラザの設置目的を効率的に達成できること。

4点目が、人権啓発センターの業務執行を決定する理事会や最高議決機関である評議員会の構成は、人権問題に造詣の深い学識経験者、弁護士、公認会計士、経済団体等の幅広い人権分野から選出されており、さまざまな人権課題に中立・公正に対応できること。

最後に、5点目でございます。人権啓発センターは、指定管理者の管理運営状況評価でもこれまで継続的に良好な評価実績があること。

以上、5つの点から引き続き人権啓発センターを指定管理者として特命選定する状況が継続していると判断をいたしました。

所管局による一次評価の結果は以上でございます。

○西山委員長 それでは、今の事務局からの説明につきまして、御質問、御意見等ございましたら、よろしくお願いをいたします。

○磯崎委員 参考に教えていただきたいのですが、「事業効果」の「サービス内容の向上」のところの評価で「利用者の満足度」について御説明いただいたのですが、「十分満足」及び「まあ満足」の合計が94%で、「水準どおり」という評価ですが、参考までに「水準を上回る」と「水準どおり」のところの評価基準等がございましたら、教えていただければと思います。

○持丸課長 こちらにつきましては、先ほど利用者数のところで手引に基づいてというお話をいたしました。その手引においては、90%を超える場合は「水準どおり」、110%を超える場合は「水準を超える」ということなのですが、ただ、アンケートでは110%を超えるということはないので、特に手引上の基準はございませんが、サンプル数がちょっと少ないというのもございまして、94%でございますが、一応「水準どおり」の評

価ということにさせていただきました。

○磯崎委員 去年の利用者満足度の評価はいかがだったんでしょうか。恐らくちょうど移転の年度に当たるので、なかなか単純な比較ということはできないとは思いますが。

○持丸課長 去年はやはり94%です。細かく言いますと93.85%。

○磯崎委員 そうしますと、例年どおりということですね。

○持丸課長 そうですね。一応去年は、水準としては、「十分満足」「まあ満足」を両方足して90%超の場合は「水準どおり」ということで去年も評価をしております。

○磯崎委員 わかりました。ありがとうございます。

○泉澤委員 「防災への配慮」という13番があるんですが、新しいところは、災害緊急時は住民が来られるような施設として位置づけられているんでしょうか。それはないんですか。

○持丸課長 それはございません。

○泉澤委員 では、非常食とか、そういうものはあそこに完備するという義務はない。

○持丸課長 今のところはしてございません。

○泉澤委員 それから、書類は金庫に入れていますが、あれは2階でしたか。

○持丸課長 2階です。

○泉澤委員 2階ですよ。1階じゃないですよ。1階だと、あの辺はちょっと低いので、いざというときは全部水浸しになりますのでと思って。

○持丸課長 1階は展示室とセミナールームでございますので、事務室は2階でございます。

○泉澤委員 あと、物品台帳というのは金額が入っているんでしょうか。

○持丸課長 入ってございません。

○泉澤委員 それは入れたほうがいいですよ。

○持丸課長 検討させていただきます。

○泉澤委員 というのは、国もそうだけど、都も、役所系はもともと数量だけでやっているのをよく知っているんですけども、都との関係はそれでいいんでしょうか。

○持丸課長 施設は都の施設ですから、財産も都の財産になりますので。

○泉澤委員 ただし、現場管理しているのは公益法人だから、一応金額を入れて異動の多寡もわかるようなものに、表をうまく簡単につくってもらって管理したほうがいいと思います。

○持丸課長 高額になりますが、いわゆる都の備品については金額が入っているんですが、それ以外の消耗品とか、金額の安いものといったものについては金額は入っていません。

○泉澤委員 ただし、少額でも資産としてはカウントしているんでしょう。10万円で切っているんですか。

- 持丸課長 それも多分財務諸表の中で基準を決めていると思いますので、その金額で。
- 泉澤委員 台帳に載るものについては、少額であってもそういうふうにしておいたほうがいい。都の連結上の全体のバランスシートをつくる時に実は金額が入っていないとやれないはずなので。それはまた別途の人がつくっているのかな。
- 持丸課長 都の備品については入っておりますけれども、備品以外のものについては、先生がおっしゃるように、財務諸表上に規定されて、なおかつ備品から漏れているものも上げるべきだという御指摘だと思いますので。
- 泉澤委員 それは財務諸表に上がらなくても、現場管理をきっちりやらせるという意味で、台帳も同じパターンでつくっておいたほうが後が楽なので。数量だけだと意外と雑な管理になりやすいんですよ。やっぱり金額が見えると、人間って感覚が違うんですよ。そういう意味で申し上げたので。
- 西山委員長 ほかにございますか。
- 泉澤委員 あと、すみません。何年も私はやっているんですが、人権の範囲ってどこまでを言うんですかね。東京都は人権と言っているんですよ。普通の自治体は同和対策とか、いろんな名称が各自自治体で違うんですが、今回はオリンピック・パラリンピックを絡めてということで範囲は広がったと思うんですが、今後の展開としてはどこまでを言うのかなということ、基本をちょっと知っておきたいなと思って。
- 仁田山部長 人権につきましては、平成27年に人権施策推進指針というものを改定したんですが、その中に17の課題ということで人権課題を挙げております。中を見てみると、女性であるとか、高齢者であるとか、障害者であるとか、子供であるとかとあるんですが、17番目を見てみると、実は1つの課題ではなく、例えば、刑を終えた人の人権であるとか、今後も人権問題として挙げるようなものが幾つか載っているという状況ですので、私どもとしては、人権施策を行っていく上で、個人の尊厳とか、それから人権思想が浸透しているとかいう基準があるんですけれども、課題についてはある程度動きがあるという理解です。
- ただ、根本には個人の尊厳が侵されるような問題・課題があった場合には、それは人権問題になるという理解ですので、基本的に38とか、40幾つとか、具体的に幾つということはないというものです。そういうような位置づけでやっておりますので、きょうまでは人権と意識しなかったものがその次の年にはなると。
- 例えば一番わかりやすい例が、LGBTとか、ヘイトスピーチなんかは今回条例でやるわけですが、ヘイトスピーチは外国人の人権という課題では上がっていましたが、ヘイトスピーチをさせないというような話は条例で改めて明確にしたということがありますので、どちらかというとその時々動いてくる。ただ、根本にあるものは個人の尊厳とかそういうものがありますので、そういうものを侵される場合には人権課題になると、そういう理解をしているというところです。

○西山委員長 その時々に応じてなるべく幅広く考えて、その時々为社会情勢に応じて人権というのは出てくるという理解なんですかね。

○仁田山部長 決められた課題があって、それをがっちり守るということではない。

○泉澤委員 ただ、今、僕が関わっているところでも、ずっと社福に47カ所を選んで寄附をしていた団体が去年からこういうのをやめようよという話になって、どこへ今度シフトしたかという、実は親のいないお子さんたちは、教育を受けたくても、受ける権利はあるんだけど、受ける体制が日本は整っていないのでということで、国のあるいろんな団体はそういうところに寄附をやっているのは知っていたんですけども、僕が関わっているところも去年からそれをやろうよということになって、やっぱり人権といった場合も、明らかなヘイトスピーチとか攻撃されるようなものと、それから基本的人権のところでもいろんな社会的な阻害要因が日本はさまざまあるので、だから人権ってどこまでを許容してやるのかな、すごく幅広くなっちゃうなと思ったものですから、それで質問したんです。

○仁田山部長 ある程度広くなってくる可能性はあると。例えば今の話ですと、本来教育を受けたいのに受けられない、これはやっぱり子供の人権問題というふうに扱われる。

○西岡委員 教育を受ける権利ですかね。

○泉澤委員 東京は違うんですが、地方は、親がもう子供はこれ以上学校に行かなくていいというようなことも、それは経済的に、地方が疲弊化しているんで、そういうのをあちこちで聞くんですよ。東京ではなかなかそんな話は聞かないけれども、そういう人もみんな、基本的に全部東京に今は集まってくる時代なのだと思います、だから、幅がどこまで行っちゃうのかなと思ってちょっとお聞きした次第です。

○西岡委員 今の関連で。ちょっと興味を持ったことなんですけど、今、幅広い課題をターゲットにしているということなんですけど、先生が疑問を持たれたように、例えばチョコレートのはフェアトレードのあれですね。私はこれはすごくいい企画だと思っています。普通、人権といった場合にあまり目が行かないかなという気もするんですけど、これは誰がやっているんですか。例えば「音楽から人権を考える」とか、これも私はすごくいいテーマだと思って、チョコレートの話もいい意味で言っているんですけども、誰がこれを考えているんですか。

○持丸課長 一次評価のところでは人材の話でお話ししたと思うんですが、専門員という職種の職員がおります。

○西岡委員 専門員の方というのはどういう方ですか。

○持丸課長 学芸員とか、司書の資格を持っていらっしゃる方なんですけど、そういう方たちがこういう企画を立てています。普段からこういった企画を立てるためにさまざまなネットワークを使っているいろんな知識を得たり、それからいろんな研修会に出ていたりとか、そういうことでいろいろな知識や知見を蓄積している方たちでございまして、センターの一番の強みは、専門委員のそういった専門性を生かしたさまざまな事業の企画実施という

ことです。

○西岡委員 アイヌとか、部落問題とかはもともとやっていたらして、障害者のスポーツとか、パラリンピックとか、この辺は割と誰でも簡単に思いつく、取りかかるあれだと思っただけですけども、「音楽で人権を」という切り口とか、チョコレートも、子供はチョコレートが好きだから、チョコレートをつくるよといったら、多分それで興味を持って集まって、そこでいろんな貿易の、いわゆる海外の子供たちが虐げられて、その辺の話を多分教えるのだと思いますけれども、よく工夫されているなと思ったんです。

○仁田山部長 逆に、こういう団体にお任せしているというのは、そういうものを引き出してもらおうというのが目的でございますので、先生が今そういうお話をさせていただいたということは、この制度がすごく機能しているということになります。

○西岡委員 「音楽と人権」というのもなかなかうまい。人を集める面でもいいし、音楽という、娯楽の面から扱われることが多いものをちゃんと人権の中に取り込んで音楽に対する評価としてもいい。

○持丸課長 都庁で考える企画ですとどうしても堅苦しくて、なかなか人が集まらないようなものになるんですが……。

○西岡委員 申し訳ないです。そういう感じで今言っちゃったんですけど、すみません。

○持丸課長 今部長が申しあげましたように、センターのそういうマンパワーを生かして、多様な人にさまざまな人権を考えていただくという能力があるということで、センターを指定管理者にしているというところでございます。

○西岡委員 センスがいいなど。ただスポーツのものとか、写真展とか、この辺は弁護士会とかでも結構頻繁にやっているんですけども、音楽から人権とか、チョコレートを使って子供に人権教育をすとかというのはあまり思いつかないかなと思って。

○仁田山部長 専門員のほうに言っておきます。喜ぶと思います。

○西岡委員 次にもしチョコレートのがあったら、うちの子供を行かせようかなと思います。

○西山委員長 ありがとうございます。ほかによろしいでしょうか。

それでは、今、委員の先生方から、例えば泉澤委員からは、物品台帳の管理については、資産に載っているものだけじゃなくて、少し現場管理の上からも金額について検討していただきたいですとか、それから、防災への配慮に関しましては、一方では帰宅困難者対策ですとか、そういうところは同じ都の施策でもありますので、もし検討がいただけるのであれば、そういったものも御検討をいただければと思います。

また、磯崎委員のほうからはアンケートを、局の評価としてはかなり抑え気味なのかなと思いましたがけれども、94%で「水準どおり」ということですので、さらにいい評価をつけるにはこのくらいという目安ができるのであれば、お考えいただければと。

それからまた、西岡委員からは非常に心強い応援もいただきましたので、よろしくお願

いしたいと思います。

では、こういったことも含めて今後のプラザの運営に役立てていただければなと思います。

続きまして、評価委員会による二次評価についての審議に移りたいと思います。

まず、二次評価の案について説明をお願いいたします。

○持丸課長 それでは、お手元の資料、本館資料2-4でございます。事務局から提案させていただきます二次評価（案）をまとめさせていただいたものでございます。

二次評価としては、A評価というふうにはいかがかということで御提案をさせていただきました。

項目としては「管理状況」「事業効果」「その他」、3つの項目でそれぞれ評価内容を記してございます。内容につきましては、一次評価で評価した内容で、なお二次評価で評価をいただいたらどうかということでまとめたものでございます。

読み上げさせていただきます。

「管理状況」でございます。

1点目は、専門員について、学芸員、司書の専門的知識を持つ者を配置し、外部機関、関連組織、当事者団体等が開催する人権関連行事等に積極的に参加させ、更なる知識の習得や知見の蓄積に努めている。

相談員について、相談業務や人権行政に従事した行政経験者を配置するとともに、専門機関の開催する研修に参加させ、一層の相談技法の習得及びスキルアップを図った。

受付職員について、英語による接客が可能な者、接客経験の豊富な民間企業退職者等の人材派遣を受けて配置するとともに、施設見学者に適切な案内ができるよう、プラザの展示物や都の発行している冊子等を活用し、施設や人権課題に関する基礎知識を付与している。

次に、「事業効果」の項目に関する評価内容、5点を記載してございます。

展示室において、学校、自治体等からの依頼に応じて展示物の解説等を行う人権学習会を、合計110団体と、分館における平成25年度から27年度の平均である74団体を大幅に上回る数の団体に対して実施し、人権尊重の理念を広めた。

人権学習会の積極的な受入、人権啓発事業の回数増等により、展示室と図書資料室の利用者数の合計は、8,245人と、分館の平成25年度から27年度までの利用者数の平均に比べ、110.48%と増加した。

都民講座について、統一テーマを多角的に捉えられる連続講座を初めて実施するなど、参加者に深い学びを提供できるよう工夫した。また、子供人権教室について、夏休みの自由研究としても活用できるワークショップ形式の教室を実施し、子供に親しんでもらえるよう工夫した。

東京2020大会を控え、スポーツと社会的包摂・多様性をテーマとした企画展示、障

害者とスポーツをテーマとした出張展示、特別展示「オリンピック・パラリンピックと人権」を活用した人権学習会などスポーツと人権に係る様々な企画を実施した。

港区との連携強化を進め、新たに区立施設の指定管理者に対する人権学習会を2回実施した。

「その他」でございます。

本館と分館の2館体制を円滑に運営した。

以上でございます。

○西山委員長 それでは、ただいまの説明につきまして、御質問、御意見等ありましたらお願いをいたします。いかがでございましょうか。

○磯崎委員 「管理状況」ですが、「管理状況」の中に幾つかの中項目がある中で、人に関する適切な管理の履行のところがピックアップされているようですが、そこら辺はいかがでしょうか。

○持丸課長 今、委員御指摘のように、中項目の「適切な管理の履行」のところ、2の「人員配置」と3の「人材育成の取組」を取り上げました。これは、先ほど来西岡委員からも御指摘がございましたが、センターの中核的な職員でございます専門員の能力とその能力を伸ばすための取組、もう一つの事業の柱でございます相談業務、この職員の配置とスキルアップの取組といったものがやはりセンターの事業を支えているということで、「管理状況」の評価のところでは挙げていたところでございます。

○磯崎委員 「管理状況」なので、例えば施設ですとか、個人情報保護の取組など、さまざまな管理について水準どおりの確にやられているというのがあったので、ほかの項目もあってもよいのかなと思ったんですけども。

○持丸課長 二次評価で特に評価をしていただくものをピックアップさせていただきましたので、そういう意味では、全て「水準どおり」という中でどれを二次評価の中で評価をしていただくのがいいのかなと思ひまして、私ども事務局といたしましては、今申し上げましたセンターの事業を支えている中核的な職員に対する取組を評価として挙げてはいかがかということで挙げさせていただきました。

もしほかの一般的な、いわゆる委員がおっしゃられたような管理についても挙げるべきだという御意見であれば、そういったものを検討して挙げるということは、委員の皆様の御意見でございますので、適切なのかなというふうには思います。

○西山委員長 では、この評価の案につきましては、ほかに御意見をいただいた上で、最後の案文のところでもう一度お諮りをしたいと思いますけれども、とりあえず今、磯崎委員からはそういう御意見があったということでよろしいでしょうか。

ほかにごございますでしょうか。

○泉澤委員 今さらながらですが、法律相談が4時までですよね。パンフを見ると1時から4時までと。

○持丸課長 はい。

○泉澤委員 一般相談はフルタイムということですよ。この時間に来られないので時間を夜にしてほしいとか、そういう要望があったときの対応はどういう感じになっているのでしょうか。

○持丸課長 基本的には時間内で対応をお願いしております。

○仁田山部長 来所という話になると、確かに勤めていらっしゃる方は時間外と言われるかもしれませんが、私ども、人権一般に関係する相談につきましては、まずセンターが電話相談で受けるということで対応しているところがございます、こういう時間設定をしているということがございます。

○泉澤委員 わかりました。

○西山委員長 ほかにございますでしょうか。

それでは、ないようでしたら、まず所管局による二次評価についてお諮りをしたいと思います。二次評価といたしましては、管理運営が良好であった施設ということでAとしたいと思います。いかがでしょうか。

(各委員から「異議なし」と声あり)

○西山委員長 ありがとうございます。

続きまして、文言についてなんですけれども、先ほど磯崎委員から、「管理状況」のところについては、相談員ですとか、受付職員、こういう人材のほかにも、例えば個人情報の保護ですとか、そういった文言を入れてもいいのではないかという御意見がございましたが、ここについてはいかが取り計らいましょうか。

○仁田山部長 ある程度管理につきまして、例えばセキュリティがA、B、C、Dがあるかという、セキュリティは一定の水準以上はないということがありまして、要はセキュリティをよくやった、よくやらないという評価はなかなかないのかなと。要するに、全部ちゃんとやるというのが一つの評価で当たり前と。

建物の管理につきましても、同じようにちゃんと管理しているのが当たり前ということがありますので、評価項目の中に入れるのはなかなかないかなという感じがするんですけれども、その点でちょっと考えていただければなというふうに思いますが。

○磯崎委員 今も全体的に見せていただきまして、やはり人のところは非常に御留意されて人材育成を図っているというところがわかりますので、私は、施設の管理などもちゃんと適切にやられているというところもあってもいいのかなと思ったんですが、これで結構でございます。

○西山委員長 それでは、この文言については加点的評価というか、売りの部分を載せたということで、例えばセキュリティなどの面は何かあったら逆に問題なのでということで、今の事務局からのそういう説明がございましたので、そういった形でよろしいでしょうか。

○泉澤委員　トラブルはなかったんですね。

○仁田山部長　ないと把握しておりますが、何か御存じのことなどありますでしょうか。

○泉澤委員　台東区ときは、施設が古かったので、時々トラブルが発生していたから。

○仁田山部長　分館のほうですね。

○西岡委員　すみません。さっき御説明をいただいたときに別の資料を見ていて聞き逃したのかもわからないんですけど、前にお越しいただいたときに伺ったセキュリティの脅威は何だったんですか。

○持丸課長　いわゆるトロイの木馬という脅威があったんですが、アンチウイルスソフトで検出・除去いたしましたので特段問題はなく、そういった状況についても都のほうに速やかに報告をしておりますので、この中では、そういった対応と都への報告というのが評価の項目になっておりますので、適切に行われたということでございます。そのソフトによって何か情報が流出したとか、コンピュータが誤作動したといったようなこともございませんでした。

○泉澤委員　個人情報オンラインでつながらないような別建てのところに保管するようにしておかないと。通常は連絡とかをやっているんだけど、終わったら管理するのは、実はどんなファイアーウォールをつくっても、昔、僕は見せてもらったことがあるので、ハッカーじゃないんだけど、「そこ、入ってみますよ」とか言って、「入れるの」と言ったら、ポーンとあるソフトを使ってやっぱり入れるんですよ。

イタチごっこだから、特にこちらは個人情報でも内容の難しいものまで記録としていろいろ残していると思うので、日々、相談をやって1日が終わったらバックアップとか、別の絶対オンラインにつながらないところということも今度検討しておいたほうがいい。今回はウイルスソフトで変なアクセスが来たけど跳ね返したよということなんだけど、それが起きてからでは遅いので、別に現状はいいですからということで、将来に向けて。

○西山委員長　では、これも助言ということで。

○泉澤委員　別に評価内容ではないですが、実際見たことがあるので、知り合いが「入ってみるよ」とか言って、「本当に入れるの」と言ったら、ポーンと入れちゃうものですから、意外と恐ろしいんです。

○西山委員長　それでは、案文のほうにつきましてもいろいろ御意見をいただきましたけれども、事務局の案のとおりということにいたしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(各委員から「はい」と声あり)

○西山委員長　ありがとうございます。

それでは、以上で本館についての審議は終了いたしました。

この後、休憩を挟みまして、分館の審議に移ってまいりたいと思います。

それでは、10分間休憩を挟みまして、2時15分から再開したいと思います。よろしくお願いたします。

(休 憩)

○西山委員長 それでは、再開をさせていただきます。

まず分館の概要、一次評価の結果について、事務局から説明をお願いいたします。

○持丸課長 それでは、東京都人権プラザ分館の概要につきまして、分館資料3-1「東京都人権プラザ分館の概要及び平成29年度管理運営状況」、こちらの資料で御説明をさせていただきます。

施設の設置、目的等は本館と同じでございます。

施設の概要については、3に記載のとおりでございます。昭和47年7月に竣工いたしまして、先ほども御説明したように、30年3月31日をもって閉館してございます。

こちらの指定管理者は、公益財団法人東京都人権啓発センターでございます。

指定期間は、平成28年度から29年度までの2年間でございます。今回、先生方に評価をいただく対象となるのは平成29年度の1年分ということでございます。

続きまして、平成29年度の管理運営状況について御説明をいたします。

管理状況といたしましては、5に記載のとおり、建物の清掃、警備、保守管理等を実施してございます。

運営状況は、6に記載してあるとおりでございます。29年度の年間利用者数は2万5,271人。

事業といたしましては、(2)の特定相談として、同和問題、アイヌの人々を対象とした特定相談。それから、(3)の会議室等の貸出事業を実施してございます。

それから、特定相談の相談件数につきましては(2)に記載のとおり、会議室等の貸出実績についても(3)に記載のとおりでございます。

次に、資料3-5として、分館の利用者数の推移をグラフでお示ししてございますので、参考にいただければと思います。

これらの管理運営状況につきまして、団体からの報告書やヒアリングなどの結果を踏まえまして、所管局による一次評価をしたものが分館資料3-2でございます。主な評価項目につきまして説明をさせていただきます。

まず1ページ、大項目「管理状況」の1つ目の中項目「適切な管理の履行」についてでございます。7の「指定管理者による提案事業等の実施」についてでございます。受付担当職員には民間企業での勤務経験のあるベテラン職員を配置し、利用者の各種問合せに親切・丁寧に対応をいたしました。

また、分館廃止について、機会を捉えて廃止に関する情報提供を行うとともに、周辺の類似施設の一覧を窓口に備え付けるなどして、廃止後の他施設の利用案内を行ってございます。

それから、10の「施設修繕」の評価項目でございます。施設移転に伴う水道の使用量減に対応した工事を実施するなど、施設の利用状況に応じた修繕を実施しております。

そのほか、8つの項目全てにおいて適切な対応、あるいは取組を行っていることから、10項目全てにおいて「水準どおり」という評価をさせていただきます。

2つ目の中項目「法令等の遵守」についてでございます。個人情報保護、情報公開について指針や要綱等を定めて適正に対応し、個人情報の漏えい事故がなかったことなど、全ての項目で適正に取り組んでおりまして、全て「水準どおり」の評価としております。

3つ目の中項目「安全性の確保」についてでございます。施設設備について協定に基づいて各種点検を適切に実施したことなど、3つの評価項目において適正に対応しておりまして、「水準どおり」の評価としております。

4つ目の中項目「財務・財産の状況」についてでございます。指定管理に係る経費は区分管理し、顧問税理士の指導を受けながら適切に経理処理をしていることなど、4項目全てにおいて適正に対応しており、「水準どおり」としてございます。

次に、大項目「事業効果」でございます。

1つ目の「利用の状況」についてでございます。24の「利用者数」につきましては、先ほど御説明したとおり、29年度の年間利用者数は1万8,156人でございます。前年度に比べて約94%とやや減少いたしました。周辺の類似施設の一覧を備えつけて、廃止後の他施設の利用案内を行うなど廃止に向けた準備を進める中であったため、25の「利用促進への取組」とともに、「水準どおり」の評価としております。

1ページおめくりいただきまして、2ページ目でございます。中項目2つ目、「サービス内容の向上」についてでございますが、評価項目の27「サービス向上に向けた取組」でございます。利用者の利便性を高めるために、ホール兼視聴覚室で故障に伴って新規交換したプロジェクターにつきましては、マニュアルを作成いたしました。会議室の新規利用申込者に対して、窓口担当職員が施設内の案内を丁寧に行っております。ほかの項目におきましても適切な取組、対応を行っておりまして、5つ全ての項目において「水準どおり」の評価といたしております。

3つ目の中項目「行政目的の達成」についてでございます。33の「都の実施施策への協力・貢献度」につきましては、配点が2倍となっております。分館廃止に伴うインフラ、設備、物品、書類、リース品等の処理に向けた業務スケジュールを日単位で作成し、各機関と情報を共有しながら進捗管理を円滑に実施いたしました。また、受付窓口において廃止に関する適切な案内ができるように、利用者対応のQ&Aも整備をいたしました。

この項目については、分館廃止という都の実施施策への協力、貢献度が高いことから、「水準を上回る」評価としてございます。その他の項目につきましては求められる水準を満たしておりまして、「水準どおり」の評価としております。

以上、各項目の合計点は、一次評価結果のところに記載のとおり、36点でございます。評価といたしましては、4段階のうちAに該当をいたします。

次の特記事項でございますが、評価すべき点といたしまして、2館体制の円滑な運営を

実施したこと、それから施設廃止に向けた計画的な準備、利用者への丁寧な周知を行ったことを挙げてございます。

要改善事項は、特にございません。

確認事項は、本館と同じでございます。

所管局による一次評価の状況は以上でございます。

○西山委員長 それでは、事務局からのただいまの報告につきまして、御質問、御意見等ございましたらお願いをいたします。いかがでございましょうか。

○磯崎委員 分館の一次評価のほうの「財務・財産の状況」ですが、評価の内容を見ると、本館の一次評価の文言と重なっているところがありますが、こちらの分館の一次評価はあくまで分館を対象とした評価ということで捉えてよろしいでしょうか。

○持丸課長 そうです。

○西山委員長 よろしいですか。ほかにございませんでしょうか。

なければ、次の議事のほうに進んでまいりたいと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは、分館の評価委員会による二次評価につきまして審議をいたします。

まず、事務局から二次評価の案について説明をお願いいたします。

○持丸課長 それでは、委員の皆さんに御審議いただきます分館の二次評価の案について御説明をいたします。

先ほど御説明いたしました一次評価の中から特に二次評価で評価をしていただく項目について、事務局としてまとめさせていただいております。二次評価は、Aとしてはいかがかということで御提案させていただきました。

「管理状況」「事業効果」「その他」、3つの項目にそれぞれ一次評価で評価した内容を記載してございます。読み上げさせていただきます。

「管理状況」についてでございます。

受付職員には、接客経験の豊富な民間企業退職者等の人材派遣を受けて配置し、利用者の各種問合せに親切・丁寧に対応した。また、分館廃止について、機会を捉えて情報提供を行うとともに、周辺の類似施設の一覧を備え付けるなど、廃止後の他施設の利用案内を行った。

施設の移転に伴う水道使用量減に対応した工事を実施するなど、施設の利用状況に応じた適切な修繕を実施した。

次に、「事業効果」でございます。

ホール兼視聴覚室で故障に伴い新規交換したプロジェクターのマニュアルを作成し、会議室の貸出事業の終了直前まで利用者の利便性向上に努めた。

分館の廃止に伴うインフラ、設備、物品、書類、リース品等の処理に向けた業務スケジュールを日単位で作成し、各機関と情報を共有しながら、進捗管理を円滑に実施した。

受付窓口において廃止に関する適切な案内ができるよう、利用者対応のQ & Aを整備

した。

「その他」の項目でございます。

本館と分館の2館体制を円滑に運営するとともに、廃止に伴う処理業務の進捗管理、利用者への丁寧な周知によりスムーズに廃止に対応した。

以上でございます。

○西山委員長 それでは、今、事務局から説明がありました案につきまして、御質問、御意見等がありましたらお願いをいたします。

○西岡委員 つまらない話なんですけど、評価自体に反対するのではないんですが、一次評価にもあった二次評価のところの「管理状況」の2行目の「利用者の各種問合せに親切・丁寧に対応した」というのは、どうやって認定したんですか。

○持丸課長 団体に対してヒアリングをしておりますので、そうした中から。

○西岡委員 親切で丁寧でしたというアンケートみたいのをいただいているということですか。

○持丸課長 はい。

○西山委員長 よろしいですか。ほかにございますでしょうか。

○持丸課長 今、西岡委員から御指摘があった件でございますが、一次評価の2ページ目の「サービス内容の向上」の評価内容の28のところを見ていただきたいんですが、「清掃状況や窓口対応などについて、不満に係る意見はなかった。窓口においては利用者に対して料金や予約方法について説明を親切・丁寧を実施したところ、利用者からは窓口対応について感謝の言葉が寄せられることもあった」というようなことを踏まえて、こういったものにしております。

○西岡委員 何か感謝の言葉が口頭であったということですか。

○持丸課長 センターのほうに私どもの職員がヒアリングをしてそういう状況を確認して、こういう表現をしております。

○西岡委員 公表したときに、これはどうやって認定したのかと問われたらどうなのかなと思ったんですけど、それは大丈夫ですか。

○事務局 感謝の声が窓口寄せられたということは聞いています。

○仁田山部長 電話ですか。

○事務局 口頭で、直接対面です。

○西岡委員 そういう風に問われた場合にどうなのかなと。経験豊富な人材を配置したところまではいいなんですけど、それが親切丁寧に対応していたところまで……。

○持丸課長 具体的に利用者からそういう声をいただいたということを一つの論拠として、こういう記載をしております。

○仁田山部長 先生はそれを客観的にわかるようにしてと。

○西岡委員 ホームページとかに公開するんですよね。それを見て、どうやって認定した

か問われたときに、どうするのかなと思ったんですけど。

○泉澤委員 だから、毎日日報をつけていると思うので、そこにお客様の御意見とかそういう欄をつくって、そういうのも特別な記録をしていますよというのであれば、そういう中身を精査して、よく頑張っているなという評価をしましたと言えるんだけど、ただ口頭だけだと、そういうふうに説明を受けただけだね。

○持丸課長 実際に客観的な状況を確認した上で、先生の御懸念にきちんと答えられるようなものがもしあればこういう形にさせていただきますし、そうでなければ少し内容を工夫したいと思います。

○西岡委員 なければ、「配置した」まででいいのかなと。

○持丸課長 わかりました。そこはちょっと確認をさせていただければと思います。

○泉澤委員 これの評価としては関係ないんですけど、40何年ここでやっていたんですよ。これの社史じゃないけど、歴史みたいなものを記録か本になるような資料ってまとめたいものはあるんでしょうか。

○持丸課長 ございませぬ。

○泉澤委員 今のうちだね、多分。人権に対する東京都の取組というのを、だからこの前身のときから、ここがスタートして、正式に東京都が外向けにスタートしたのが、人権プラザの名前の前身ですね。その頃からこういう歴史を経て、人権というのも変遷をしてこうなったよというのも貴重な記録かもしれないですよ。粗々でもいいからつくっておかないと。

○持丸課長 前身の産業労働会館の足跡というのがあります。

○仁田山部長 プラザになった後も、各年度ごとに事業概要みたいなもので前年に何をやったかというようなものが、決算もありますので、そういう意味ではそろっているというか。何とか記念誌みたいなものはありませんけれども。

○泉澤委員 ただ、大きな変遷を通して、ここでもがらっと変わったとか、そういうのがわかるようなのがね。人権に対する東京都の取組だとか。

○仁田山部長 それは事業概要で各年度でつくっているものを追っていけばわかると思うので。

○泉澤委員 こんな細かな分厚いものをつくる必要はないんだけど、そういうのを記録としてとっておくというのもいい。もうなくなっちゃうんでね。書類の保管はせいぜい10年でしょう。だから、今のうちに。皆さん、働いている人も過去のことを知っている人がまだいらっしゃるかと思ったんですけど、参考意見です。

○西山委員長 ほかにございますか。

そういう古い資料というのは、公文書館に人権に関する資料なんていうのは送っているんですか。

○仁田山部長 要するに、一般のルールでやっているとは思いますが。

○西山委員長 歴史公文書とか、そういう価値のあるもの。

○仁田山部長 ただ、それがわかるように……。

○西山委員長 全部統一的に整理されてはいないでしょうね。年度ごとに切っちゃいますからね。

○仁田山部長 我々がよくつくっている事業概要を並べて見ていくしかないという。ただ、追えることは追えるかなという感じはするんですが。

○泉澤委員 あその台東区のは、人権に対する変遷みたいなのをパネルで、アイヌにする、いろいろ絵が描かれていたじゃないですか。こちらの東京都の取組としてもというのは、粗々でもいいから記録を残しておいたほうが良いような気がするんですね。またよけいな手間かもしれませんが、そうすると、やっぱりちゃんと積み重ねて、記録もちゃんととっているんだねというのがわかる。

単年度予算で動いているから、やっているんだけど、本当にここですごい変わったねとか、やっぱりそういうのが必要。国内情勢も、人権に対する考え方、取組ががらっとここから変わったとか、自治体としてはこういうふうに変ったよとか、そういうのがわかるといいかな。

○仁田山部長 利用者数が急に増えたりとか、こういうのもちゃんと追えますので、そこら辺はどの程度かという問題はあるかもしれませんが、ある程度の記録は残っているというような状況にあると思います。

○西山委員長 ほかにございますでしょうか。

では、よろしいでしょうか。御意見も出尽くしたようですので、このあたりで評価委員会による二次評価についてお諮りをしたいと思います。

一次評価では、今説明がありましたとおり、評価はAとなっております。また、これまでの審議していただきました事項を踏まえますと、二次評価につきましては、管理運営が良好だった施設ということでAとしたいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

(各委員から「はい」と声あり)

○西山委員長 また、案文についても事務局どおりなんですけれども、先ほど西岡委員から意見がございました窓口の「親切・丁寧に対応した」という部分につきましては、事務局と私のほうで内容を確認した上で対応したいと思います。

○西岡委員 もしかしたら「利用者の各種問合せに親切・丁寧な対応を目指した」とかという言い方ならよいかと思うんですね。

○西山委員長 わかりました。では、ちょっと内容を確認して。

では、それを確認するというので、現段階ではこの案文にしたいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

(各委員から「はい」と声あり)

○西山委員長 ありがとうございます。

それでは、皆様の御協力によりまして、予定した時間よりも早く円滑に議事を行うことができました。ありがとうございました。

以上をもちまして、本日の議事は全て終了いたしました。

事務局、よろしくお願いいたします。

○持丸課長 委員の皆様、本日はありがとうございました。

本日の評価結果につきましては、委員長より御報告いただいた後、所管局による総合評価を実施いたします。総合評価の結果につきましては、公表を予定しております。時期としては9月の中旬ごろになる見込みでございます。詳細が決まり次第、改めて委員の皆様には御案内をしたいと考えております。

以上をもちまして、平成30年度東京都人権プラザの指定管理者評価委員会を終了いたします。本日はどうもありがとうございました。

午後2時43分閉会